



# 令和6年度

## 大槌町放課後児童クラブのしおり



大槌町放課後児童クラブ（学童クラブ）は、就労等により、保護者が日中家庭にいない子どものために生活の場を提供するところです。家庭で過ごすときと同様に、休息したり、宿題をしたり、友達と遊んだり、指導員と一緒に安全でのびのびとした時間を過ごすことができます。

### 1 対象児童及び受入人数

対象児童	大槌町立学園の1～6年生で、就労等により日中保護者等が家にいない児童
受入人数	70名（申込が70名を超えた場合は、家庭の状況等により選考します）

### 2 開所について

時間	<p>○通常（学校がある日）は、<u>放課後から18時30分まで</u>。</p> <p>○土曜日、長期休業日（夏・冬・春休み）は、<u>7時30分から18時30分まで</u>。</p> <p>○大槌学園の行事等による振替休日は、<u>開所します</u>。</p> <p>※お迎え時間が18時30分を過ぎる場合は、早めに学童まで連絡をお願いします。</p> <p>※土曜日の利用については、<u>水曜日までに学童にお申し出ください</u>。<u>当日連絡での土曜利用はできませんのでご注意ください</u>。</p>	
休業日	<p>○日曜日、祝日</p> <p>○年末年始（12/29日～翌年1/3）</p> <p>○年度末（3/31）</p> <p>○お盆休み（8/13日～8/16）</p>	<p>※災害発生や警報等が発令された場合や、状況により、臨時的に閉所する場合がありますが、その際には保護者宛てに連絡します。</p>

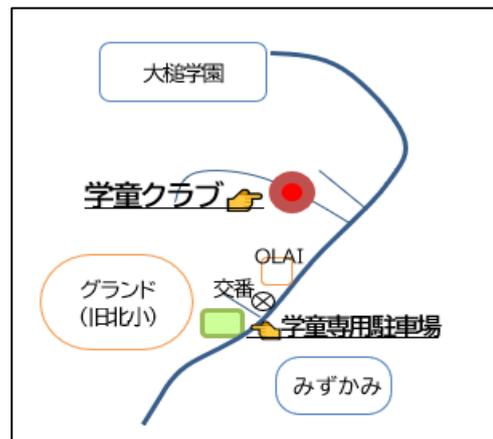
### 3 場所

住所：大槌町大槌第23地割57番地20  
電話：0193-42-2738

お迎えの方は、学童専用駐車場に車を停めてお越しください。（北銀ATM近く、緑色のフェンス部分）

※違反が発覚した場合は、利用を中止いただく場合があります。

※体調不良やケガ等の場合は、ご相談に応じますので、学童クラブにご連絡ください。



### 4 保護者負担金(利用料)

#### (1) 負担金額

区分	単位	金額
年間を通しての利用	1年間（4月～3月）	月額 5,000円
長期休業日のみ利用	夏休み・冬休み	期間 5,000円
	学年末（終業式の翌日から3月中）	期間 3,000円
	学年始（4月始業式前日まで）	期間 2,000円

※非課税世帯又は同じ世帯から、2人以上利用する場合の2人目以降は半額免除、生活保護世帯は全額免除になります。減免を受ける場合は、負担金減免申請書の提出が必要です。

## (2) 納付方法

保護者負担金は、毎月 25 日口座振替となります。入所決定後、「大槌町公金口座振替申込用紙」を郵送しますので、必要事項を記載の上、取扱い金融機関へご提出をお願いいたします。

※口座の残高不足や口座解約などにより、振替不能となった場合には再振替を行いませんので、後日送付する「納付書」で納入してください。

## 5 おやつやお昼ご飯について

学童クラブでは、活動時間中に児童におやつを提供します。食べ物によるアレルギー等があれば、入所申込み時に提出いただく「児童健康状態調書」にその旨を記載してください。

また、お昼をまたいで活動する場合（土曜日や長期休業日など）、お弁当を用意していただきます。その際は、お弁当と一緒に歯磨きセットとおしぼりも持たせるようにしてください。

## 6 お迎えについて

学童クラブ施設の玄関で引き渡しをしますので、お迎えの際は施設まで児童を迎えにきてください。また、近隣の道路への路上駐停車は一切禁止しております。表面の地図上の専用駐車場に車を停めてお越しください。（北銀ATMの奥、緑色のフェンス部分）

## 7 一時利用

緊急もしくは一時的な事情（冠婚葬祭・入退院・突発的な仕事の都合等）がある場合に、1人日額 500円でお子さんをお預かりします。利用の3日前までに役場健康福祉課にお申込みください。

※当日の利用者数が入所受入人数を上回る可能性がある場合、受入をお断りする場合があります。

※一時利用であっても、就労証明書等「放課後児童クラブが必要な状況を証明する書類」を提出していただく必要があります。万一、提出が間に合わない場合にはご相談ください。

## 8 スポーツ安全保険について

学童クラブ活動中の万が一の怪我等のため、入所児童は「スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）」に加入します。

## 9 利用に当たっての注意事項

学童クラブの利用にあたって、下記のことを必ず守ってください。違反が発覚した場合は、利用を中止いただく場合があります。

- 開所時間内に児童を迎えに来ず、またそのような状況が続いた場合
- 児童を迎えに来る際、駐停車が禁止されているところに車を停めている場合
- 保護者負担金の支払いを怠り、また督促にも応じないような場合
- その他学童クラブの運営を著しく妨げるような行為を行った場合

子どもたちが、学童クラブで安全に過ごせるよう、指導員と補助員がしっかりと見守ります。しかし、大人数での集団生活の中、他のお子さんとの関わりの中で、思わぬ怪我やトラブルが発生することもあります。保護者の皆様には、あらかじめご理解いただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

また、大槌町放課後児童クラブは、令和4年度から、労働者協同組合ワーカーズコープに運営業務委託しておりますので、ご理解をお願いいたします。



<問い合わせ先>

大槌町役場健康福祉課 ☎:0193-42-8715

大槌町放課後児童クラブ ☎:0193-42-2738